任意継続組合員の資格取得について（令和５年度３月版）

任意継続組合員制度とは、退職後も引き続き組合員として共済組合に加入できる制度です。

退職後、下図の①～⑤に該当する方は、任意継続保険に加入できませんので申し出なさらないようご注意ください（②のうち、**勤務先の健康保険に加入する働き方でない場合**は、任意継続に加入できます）。

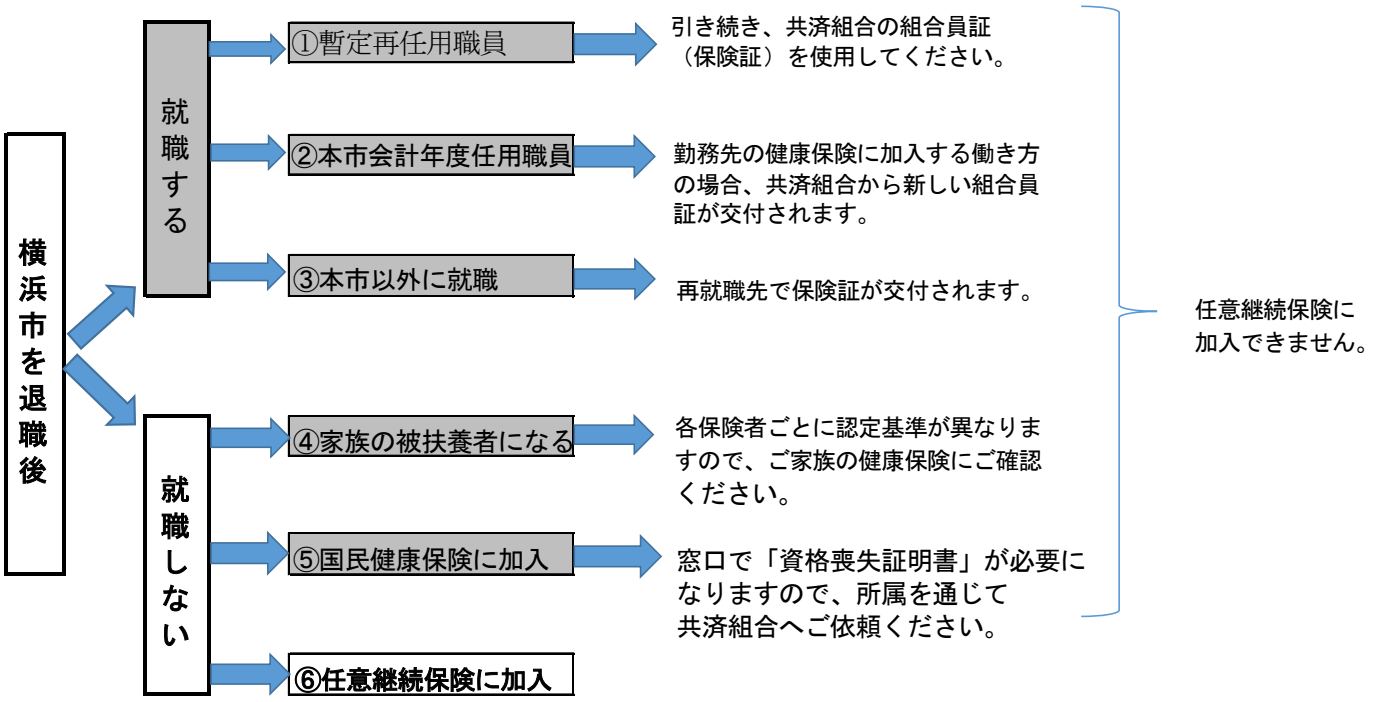

１　任意継続組合員の資格要件

(1)　**退職日の前日**まで継続して**１年以上組合員**であった方

(2)　退職日から起算して２０日以内に、横浜市職員共済組合に申請書が受理され、かつ、資格取得月の掛金を支払うこと（任意継続組合員の申出書は、退職する月の１日から受け付けます）

２　申出に必要な書類

(1)　**「任意継続組合員資格取得申出書」**

横浜市職員共済組合 WEB サイト（https://yokohama-kyosai.or.jp/）「申請書一覧」＞「医療（短期給付）任意継続関係」＞「**50 任意継続組合員資格取得申出書**」からダウンロードできます。

(2)　**「郵便切手」**（組合員証、納入通知書をご自宅あてに簡易書留郵便で送付するのに使用します。切手の種類はなるべく最小限にしてください。）

・掛金毎月払込希望の場合…**４９０円分**

・掛金前納（１年分・半年分）払込希望の場合…**４４４円分**

【以下は、退職時に被扶養者として認定されている方を、引き続き被扶養者とする場合に提出】

(3)　**「住民票（続柄記載のある世帯全員のものでマイナンバーの記載のないもの）」**

(4)　被扶養者の**「課税証明書（全件用、直近のもの）」**（収入のない 20 歳未満の生徒・学生は不要）

(5)　被扶養者に収入がある場合**「収入が確認できる書類（年金振込通知、直近３か月分の給与明細書等のコピー）」**

(6)　**「学生証のコピー」**（被扶養者が高校生・大学生・専門学校生の場合）

３　申出の提出方法

庁内メール又は郵便で**職員共済組合医療福祉課　任意継続担当宛て**にお送りください。

４　加入期間

(1)　退職日の翌日から最長２年間

(2)　次の場合は加入期間内でも任意継続組合員の資格を喪失します。

ア　再就職し、他の共済組合の組合員、健康保険組合などの被保険者になったとき

イ　死亡したとき

ウ　任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき

エ　後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき

オ　任意継続組合員でなくなることを希望し、その申出が受理されたとき

（オの場合、申出が受理された日の属する月の翌月１日で資格を喪失します。）

初回の掛金を払込期日までに払わなかった場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなします。

５　掛金の算出方法

任意継続組合員の掛金は退職時の標準報酬月額、又は前年９月 30 日の全共済組合員の標準報酬月額の平均額のどちらか低い額に掛金率を乗じたものが、１か月分の掛金額となります。

【令和６年度】

標準報酬月額の平均額：380,000 円	任意継続掛金上限額（月額）　44,156 円
短期掛金率　：99.60／1000	（短期掛金　37,848 円、介護掛金　6,308 円）
介護掛金率　：16.60／1000	

・**標準報酬月額の平均額と掛金率は毎年度改訂されます。**

・在職時と異なり、事業主負担がなくなるため全額自己負担になります。（掛金率は在職時の２倍）

・介護掛金は 40 歳以上 65 歳未満の方について徴収します。

６　掛金の払込方法

納入通知書を組合員証とともにご自宅に郵送しますので、コンビニエンスストアでお支払いください。金融機関での払い込みや、口座振替はできません。

払込方法は、次の(1)～(3)の中からお選びください。なお、納入通知書は一年度分（４月から翌年３月まで）ごとにお送りいたしますので、**年度の途中で払込方法を変更することはできません。**

(1) **毎 月 払 い**　（加入月翌月以降分の払込期限は当該月の前月末日です。）

(2) **半 年 前 納**　（割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日と９月 30 日、翌年度分は３月 31 日と９月 30 日です。）

(3) **１ 年 前 納**　（割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日、翌年度分は３月 31 日です。）

加入月分（初回の払い込み）の払込期限は、退職日から起算して 20 日後です。

７　給付金

給付金（高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金）は「任意継続組合員資格取得申出書」に記入された任意継続組合員名義の口座に振り込みます。

８　その他

(1) 任意継続組合員証、被扶養者証及び掛金の納入通知書は、ご自宅あてに簡易書留で郵送します。

(2) 在職時の組合員証、被扶養者証は所属又は職員共済組合医療福祉課に返却してください。

(3) その他詳細については「令和５年度横浜市職員共済ガイド（P.85～）」、会計年度任用職員・短時間再任用職員の方は「令和５年７月版横浜市職員共済ガイド（P.70～）」をご覧ください。

〒231-8315 横浜市中区本町 6-50-1
横浜市職員共済組合医療福祉課　　任意継続担当　　TEL045-671-3402